



意外に知られていない IPEF、 インド太平洋における経済ルールはどう変わるか

株式会社オウルズコンサルティンググループ プリンシパル 菅原 淳一

※2023 年 11 月 21 日付の JBpress の記事を一部変更して掲載しています。

2023 年 11 月 16 日、米サンフランシスコにおいて開催された首脳会合をもって、「繁栄のためのインド太平洋経済枠組み(Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity: IPEF)」の交渉は大きな区切りを迎えた。今回の成果に関し、今後の実行への期待を込めてこれを評価する声もあれば、期待された成果に届かなかったことへの失望や、その意義や効果に疑問を投げかける声もある。

今回の成果には失望の声も

今回の成果は、IPEFで交渉されていた4つの柱のうち、「サプライチェーン」については協定に署名、「クリーン経済」と「公正な経済」については交渉が実質妥結、残る「貿易」については継続交渉となった。合わせて、IPEF全体の運営に関する協定(「IPEF協定」)の交渉も実質的に妥結した(図表)。

今回の成果を評価しない人々は、交渉を主導してきた米国の姿勢と、その結果として「貿易」交渉が実質妥結に至らなかったことを問題視している。IPEF については、その立ち上げ時から、関税の削減・撤廃といった市場

開放が交渉対象となっていないことが強い批判を浴びていた。労働や環境、デジタル経済といった分野で、米国をはじめとする先進諸国が望む高い水準のルールに関する合意を新興国・途上国から得るには、その見返りとしての「実利」が不可欠であり、その最大のものが米国市場の開放である、というものだ。市場開放を交渉対象に含まないことをアジアからの参加国の交渉担当者は、IPEFは「黄身のない目玉焼き」だと評した。これは、国内産業と雇用の保護のため、市場開放に消極的なバイデン政権の姿勢を反映したものだ。



2023年11月インド太平洋経済枠組み(IPEF)交渉の結果概要

	主な目的	交渉事項	今回の結果
全体	■ IPEF全体の運営・協定間 の調整 ■ 新たなパートナー・協定 の追加の可能性の検討	①IPEF評議会の設置(全体運営)、 ②合同委員会の設置(協定間の調整・ モニタリング)	IPEF協定 (実質妥結)
I .貿易 ※インドのみ不参加	■ 高水準・包摂的・自由・ 公正・開かれた貿易 ■ 経済発展水準を考慮した 柔軟性、技術支援・能力 開発の提供	①労働、②環境、③デジタル経済、 ④農業、⑤透明性・良き規制慣行、 ⑥競争政策、⑦貿易円滑化、⑧包摂性、 ⑨技術支援・経済協力	継続交渉 (労働、環境、デジタル経済等で さらなる交渉必要)
Ⅱ.サプライチェーン (供給網)	■ 透明性・多様性・安全性・ 持続可能性の向上による、 強靭で、強固な、十分に 統合された供給網構築	①重要分野・物品の基準策定、②重要 分野・物品の強靭性・投資の増大、 ③情報共有・危機対応メカニズムの構築、 ④供給網の物流管理の強化、⑤労働者 の役割強化、⑥供給網の透明性向上	IPEFサプライチェーン協定 (署名)
Ⅲ.クリーン経済	■ 温室効果ガス排出削減、 エネルギー安全保障強 化、気候に対する強靭 性・適応性、持続可能な 生活と質の高い雇用	①エネルギー安全保障と移行、②優先 部門での温室効果ガス排出削減、③持続 可能な土地・水・海洋、④温室効果ガス 除去の革新的技術、⑤クリーン経済への 移行を可能にするインセンティブ	IPEFクリーン経済協定 (実質妥結)
Ⅳ.公正な経済	■ 腐敗防止・租税回避抑止 ・国内資源動員の改善に よる域内企業・労働者に とっての公正な競争条件 の追求	①腐敗防止、②税、③能力構築·技術 革新、④協力·包摂的連携·透明性	IPEF公正な経済協定 (実質妥結)

(出所)USTR・米商務省及び外務省資料より、オウルズコンサルティンググループ作成

© 2023. For information, contact Owls Consulting Group, Inc.

積み残された「貿易」

米国の国内政治の影響も大きかった。米議会の民主党議員は、IPEFにおいて労働者の権利と環境の保護に関して実効性のある規定を強く求めていた。今回のIPEF閣僚・首脳会合の直前には、強制力のある労働条項が含まれなければ「貿易」について何ら合意すべきでないとの声が民主党議員から上がり、バイデン政権もこれに応じざるを得ない状況にあったと報じられている。

デジタル経済では、米国の政策転換が交渉の構図を大きく変えた。デジタル経済分野では、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の電子商取引章に盛り込まれ、「TPP3 原則」とも称される「データの越境移動の自由」、「コンピューター関連設備の国内設置(データローカライゼーション)要求の禁止」、「ソースコードの開示・移転要求の禁止」という規定がある。米国はこれらの規定が貿易協定に盛り込まれることを重視し、日米デジタル貿易協定や米墨加協定(USMCA)にも規定されている。しかし、これらの規定は IT プラットフォーマーを利するだけだとの国内の声に押され、バイデン政権は 10 月下旬になって世界貿易機関(WTO)で行われている電子商取引交渉において、これらの規定への支持を撤回した。こ

れには、産業界をはじめ、米国内でも強い反発が生じたが、バイデン政権は IPEF の「貿易」交渉においても同様の交渉方針の転換を行った。TPP 交渉に参加してこれら規定に合意し、WTO 電子商取引交渉の共同議長を務め、IPEF にも参加している日本、オーストラリア、シンガポールは、はしごを外される形となった。 そもそも IPEF は、TPP からの離脱を含む前政権の政策により、インド太平洋地域における経済的リーダーシップを大きく損ねた米国による失地回復策、一帯一路等によって同地域での影響力を拡大してきた中国への対抗策という意味合いがある。にもかかわらず、こうした米国の国内事情が大きく影響して「貿易」交渉が積み残しとなったことが、IPEF の意義への疑問や交渉成果への失望を招いたことは否定できない。

「現実解」として評価できる今回の成果

しかし、筆者は、IPEF の意義と今回の成果を好意的に評価したい。これは、「コップに入った半分の水」ということになるだろうか。世界情勢や米国を含む IPEF 参加各国の国内事情を鑑みれば、コップに半分の水を入れられた今回の成果は、現実解として悪くないものではないだろうか。

今回、IPEF の 4 つの柱のうち、1 つでは協定に署名され、2つについて交渉が実質妥結に至った。 IPEF 立ち上げが 2022 年 5 月であるから、そこから 1 年半での成果である。首脳声明はこれを「記録的な速さ」と誇っているが、政治的にも経済的にも多様な 14 カ国が参加する交渉でのこの成果は、誇りたくなる気持ちもわかる。

特に注目されるのは「サプライチェーン協定」である。閣僚会合後の報道発表(プレスステートメント)では、同協定は「サプライチェーンの途絶に対する危機対応能力を向上させ」、「サプライチェーンを強化するためのビジネスマッチング及び投資を円滑化し」、「重要分野及び重要物品のサプライチェーン強靭性を向上」させるものだとしている。協定条文をみる限り、参加各国の政策調整や協調がうまく機能し、実際に事業を行う企業がこれに積極的に参画すれば、同協定はサプライチェーンの強靱化に資するものとなり、日本や参加各国の経済安全保障の強化につながることが期待できる。

「クリーン経済協定」と「公正な経済協定」の詳細はまだ不明だが、それぞれメリットが期待できそうだ。「クリーン経済協定」では、参加国のクリーン経済への移行のため、「クリーンエネルギー及び気候に優しい多様な技術に関する研究、開発、商用化」や、「高品質で、信頼性が高く、経済的に実行可能な電力網と小規模な電力網の地域における開発を支援」、それらのための投資や資金調達の促進・円滑化のための取り組みが合意された。また、同協定では、クリーンエネルギーのサプライチェーン強化のため、「重要鉱物・物資を含むクリーンエネルギー技術に不可欠な資源」の確保についても取り決められているが、首脳声明では「IPEF 重要鉱物対話」を立ち上げることも明らかにされた。新興国の脱炭素化を支援するため、日米両国はオーストラリアとともに約3000万ドルを拠出して基金を創設することに加え、それぞれ投資や資金拠出の計画も公表している。

さらに、同協定は、具体的な協力を進めていくために「協力作業プログラム(Cooperative Work Programs: CWP)」を作成するとしており、最初の CWP として、「域内水素イニシアチブ」がすでに立ち上げられている。今後の検討対象として、バイオ燃料やクリーン電力、持続可能な航空燃料等が候補として挙げられている。「公正な経済協定」では、贈収賄を含む腐敗行為やマネー・ローンダリングの防止、租税に関する透明性や効率的な税務行政の確保等によって「より高い透明性及び予見可能性のあるビジネス環境」を構築し、「貿易及び投資環境を改善するため」に参加国が協働することが約束されている。

具体化で生まれるビジネス・チャンス

このように、IPEFには、参加する新興国に実利をもたらし、企業の参加を促す仕掛けが盛り込まれている。岸田文雄首相は、「IPEFは、地域における持続可能な経済成長に欠かせない、時代の要請を極めて的確に反映した枠組み」だと高く評価している。同時に、IPEFをより一層意義あるものにするためには、すべての参加国の積極的な関与が重要であり、「ハイスタンダードなルール・基準を策定することに加え、参加国の関与を促し、具体的な協力案件を形成することが不可欠」だと指摘している。「黄身のない目玉焼き」には、まさにこれが必要であり、今回「黄身」に代わる取り組みが合意されたと言ってよいのではないだろうか。

日本企業も、そこに生まれるビジネス・チャンスをものにするためには、「コップの水」が満杯になるのを待つよりも、半分のうちから動き出した方がよいのではないか。

著者



株式会社オウルズコンサルティンググループ プリンシパル(通商・経済安全保障担当)

菅原 淳一/Sugawara, Junichi

X(Twitter):@JS Owls (https://twitter.com/JS Owls)

経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部専門調査員(貿易・投資・非加盟国協力担当)、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社調査部主席研究員(プリンシパル)(通商、経済安全保障等を担当)等を経て現職。一般財団法人国際貿易投資研究所(ITI) 客員研究員。

通商政策や経済安全保障に関する政策分析に長年従事。WTO、EPA(FTA、TPP、RCEP等)、APEC、日米・米中通商関係、主要国の経済安全保障戦略などに関し、寄稿、講演、テレビ・ラジオ出演、研究機関研究会・経済団体委員会委員等多数。

本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。関連する法令等の解釈を行ったものではなく、利用者が本資料を利用したことによる結果について、株式会社オウルズコンサルティンググループは一切の責任を負うものではありません。

また、書面による株式会社オウルズコンサルティンググループの事前承認なしに、第三者への配布・引用・複製を行うことはお断りしております。

株式会社オウルズコンサルティンググループ 〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6

https://www.owls-cg.com/